

平成30年度 北海道会場

「災害復旧技術向上のための講習」のご案内

- 1 主催 北海道土地改良事業団体連合会（水土里ネット北海道）
北海道農村防災・災害ボランティア活動協議会
後援：北海道農村防災・災害連絡協議会
- 2 講習日時 平成31年2月13日（水） 10：00～15：30
- 3 会場 北農健保会館 大会議室（3階）
札幌市中央区北4条西7丁目1番4
- 4 受講定員 80名程度（定員に達し次第締切りますので、お早めに申込み下さい）
- 5 受講対象
 - ・ 農地・農業用施設等の災害復旧事業に携わる技術者
 - ・ 農村災害復旧専門技術者の認定要件を満たし、認定を希望するもの
 - ・ 既に農村災害復旧専門技術者の認定を受け、認定更新のための受講をするもの
- 6 受講料 無料（但し、新規認定希望者のみ認定審査にかかる経費として、当日1,000円を会場で頂きます。）
- 7 講習テキスト 当日会場で配布致します。
- 8 カリキュラム
 - 9:30～10:00 受付
 - 10:00～15:00 災害復旧技術向上のための講習（12:00～13:00 昼休憩）
 - 15:00～15:30 講習修了証書授与、事務連絡等
- 9 講習申込先・問い合わせ先
北海道土地改良事業団体連合会（水土里ネット北海道）
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 道通ビル7階
事業部 事業管理課 担当 尾崎
TEL 011-221-2292 FAX 011-200-5352
水土里ネット北海道ホームページ (<http://www.htochiren.jp/>)
農村防災・災害ボランティア活動協議会情報のコーナー

- 1 0 申込方法 郵送等（FAX可）で上記9にお申し込みください
申込用紙は全国水土里ネットのホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）及び
水土里ネット北海道ホームページ（<http://www.htochiren.jp/>）農村防災・
災害ボランティア活動協議会情報のコーナーからダウンロードして使用する
ことも可能です。インターネットの環境が使えない方は、上記9の申込先
にお問い合わせ下さい。
- 1 1 申込期限 平成31年1月31日（木）
（当日の消印のあるものまで有効とします。）
- 1 2 会場への交通 JR札幌駅南口 徒歩5分
（注）講習会に参加される方は、当会場の駐車場はありませんので、近隣の有
料駐車場を利用するか、公共交通機関でのご来場をお願いいたします。
- 1 3 持ち物 筆記用具
- 1 4 その他
- ・農村災害復旧専門技術者の認定審査を申し込むためには、一定の認定条件
がありますので、全国水土里ネットHPまたは、水土里ネット北海道HP
の「農村災害復旧専門技術者認定制度について」をお読みください。
 - ・講習会当日に、農村災害復旧専門技術者の認定を希望する方には、講習会
終了後に小論文作成及び申込書類作成のための説明会を設けております。

（認定に関する問い合わせ先）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館

全国水土里ネットシステム開発部 担当 赤倉，伊藤

TEL 03-3234-5594（直通）

FAX 03-3234-5670

全国水土里ネットホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）

【事業関係＞水土里情報・農村災害復旧・農道台帳に関する情報】

会場案内



農村災害復旧専門技術者認定規定

制定 平成 18 年 11 月 22 日
最終改訂 平成 22 年 4 月 28 日

(主 旨)

第 1 条 本規定は、全国土地改良事業団体連合会(以下「全土連」という)が実施する災害復旧技術向上のための講習(以下「講習」という。)及び農村災害復旧専門技術者認定(以下「技術者認定」という。)に必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第 2 条 技術者認定は、大規模災害時等における災害復旧への対応に対する技術支援が求められている状況にあることに鑑み、災害復旧業務経験者を対象とした講習と相俟って、農地、農業用施設等の災害復旧に関する制度、技術に精通し、それら災害復旧の実務に関する高い技術力を有する者を農村災害復旧専門技術者(以下「専門技術者」という。)として認定し、もって、地方公共団体等が行なう災害復旧への迅速かつ的確な対応を支援する体制の強化を図ることを目的とする。

(専門技術者の活動)

第 3 条 専門技術者は、農地、農業用施設等の災害発生時等に地方公共団体等からの要請に応じて次に掲げる活動を行う。

- 1) 被災状況調査に関する支援・助言
- 2) 災害復旧に関する技術的助言
- 3) その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援、助言

(認定委員会)

第 4 条 全土連会長(以下「会長」という)は、第 2 条の目的を達成するために、学識経験者等で構成する農村災害復旧専門技術者認定委員会(以下「認定委員会」という)を設置し、次の事項について意見を求める。

- 1) 専門技術者の認定に関する事項。
 - 2) 講習及び技術者認定の運営及び実施計画に関する事項。
 - 3) その他第 2 条の目的を達成するために必要な事項。
- 2 委員会は会長が委嘱した者をもって構成する。
 - 3 委員長は、委員の互選により選出する。
 - 4 認定委員会には、作業部会を置くことができる。

(講習及び認定)

第 5 条 会長は、認定委員会の意見を踏まえて、講習及び認定を行う。

- 2 講習は、次により行うものとする。

- 1) 講習は災害復旧業務経験者を主たる対象として実施する。
- 2) 講習の受講申し込みは、会長が定める期日までに「災害復旧技術向上のための講習会」申込書(様式1)を会長に提出して行う。
- 3) 会長は、都道府県土地改良事業団体連合会等が、認定委員会の意見を踏まえて実施する講習をもって第2項に規定する講習に代えることができるものとする。
この場合、前項の講習の受講申し込みは、本項の講習を実施する者が定める申込書の提出をもって行うことができることとし、講習を実施する者は申込者のリストを全土連に送付することとする。
- 4) 全土連は、本条第2項及び第3項の講習を受講した者に修了証を発行することができる。
- 5) 認定は、次により行うものとする。
 - 1) 認定を申請できる資格者は、公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上(うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上)で、且つ次のいずれかに該当し、講習を受講した者とする。
 - ① 災害査定官経験者
 - ② 農地、農業用施設等の災害査定に係る業務(査定・随行で3日以上)の業務を1回とする。)の経験3回以上に該当する者
 - ③ 行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者
 - ④ 農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成(技術士、農業土木技術管理士、RCCM(農業土木)のいずれかの資格を持ち管理技術者として)3件以上に該当する者
 - 2) 認定申請の申し込みは、会長が定める期日までに、本条第2項または第3項の講習修了証の写し、小論文及び申込書類(様式2、3及び4)を会長に提出して行う。

(認定証の交付及び有効期間)

第6条 会長は、前条第5項第2号の規定により提出された書類を審査し、認定委員会の意見を聞いて定める基準以上の成績を得た者に対して認定証(様式5)を交付する。

- 2) 認定証の効力は、交付を受けた日から5年間を経過した年度の末日までとする。

(認定の更新)

第7条 会長は、専門技術者からの申し込みを受けて認定の更新を行う。

- 2) 認定の更新は、次により行うものとする。
 - 1) 認定の更新は、第5条第2項または第3項の講習を2回以上受講(現認定証の有効期間の前期(第1から3年度)と後期(第4及び5年度)に各1回以

上、ただし、同一年度の受講は、その回数にかかわらず、受講回数 1 回とする。)した専門技術者を資格者とする。

ただし、上記にかかわらず、認定期間中に次のいずれかに該当する者は認定の更新の資格者とみなす。

- ① 専門技術者として第 3 条 1) または 2) の活動を行った者
- ② 災害復旧を行う際に必要な知識等に関する研修テキストを全土連または全土連が指定する者に請求して入手し自己学習(現認定証の有効期間の前期(第1から3年度)並びに後期(第4及び5年度)の区分ごとに各1回以上。)を継続した者

- 2) 認定の更新申請の申し込みは、認定証の有効期間が終了する年度において会長が定める期日までに、申込書類(様式6)に前号の講習の修了証の写しまたは受講を証する書類を添えて(前号ただし書きの資格者にあつては該当する活動等の内容を記載して)、会長に提出して行う。
- 3 専門技術者が、やむをえない事由により本条第 2 項第 1 号の講習を受講できなかった場合においては、その理由を記した書面を会長に提出し、会長の指定する期間内に講習を受講することにより、認定の更新を申請することができる。
- 4 会長は、認定の更新申請に不備があると認められる場合を除いてこれを受理し、本条第 2 項第 1 号の更新の資格を満たす者について、認定証の効力を 5 年間延長する。

(事務局)

第 8 条 本事業の円滑な推進を図るため、全土連内に事務局を設け、次に掲げる事務を行う。

- 1) 認定委員会及び作業部会の開催に関する事務
- 2) 講習及び技術者認定に関する事務
- 3) その他本事業を円滑に推進するために必要な事務

(規定に定めのない事項の処理)

第 9 条 規定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、会長が処理する。

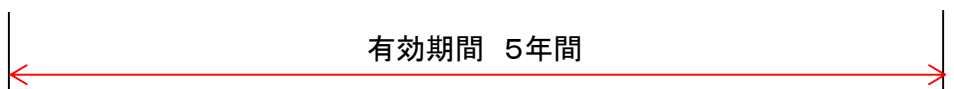
認定期間・更新について

農村災害復旧専門技術者 有効期間

※2回の受験で更新

習得年度	0	1	2	3	4	5
0	認定取得年度	1 回目の受講				更新手続年度
					2 回目の受講	

有効期間 5年間



(様式 1)

平成30年度
「災害復旧技術向上のための講習」
申 込 書

(ふりなが) 氏 名			
生年月日	S (昭和)	H (平成)	年 月 日
認定番号 (更新の方のみ記入)	— —	更新受講回数 (更新の方のみ記入)	1回目・2回目 (どちらかに○)
勤務先	名称		
	部署		
	〒		
	住所		
連絡先 (自宅を連絡先とする 場合は記入のこと)	〒		
	住所		
	電話		
	PCメールアドレス		
受講会場	都・道・府・県		
	会場		
	都・道・府・県		
	登録都道府県		
農業土木技術者継 続教育機構会員番号			
農村災害復旧専門技 術者認定希望の有無 (新規の方のみ記入)	有 ・ 無 どちらかに○を付してください。		

農村災害復旧専門技術者の認定に係る

個人情報取り扱いについて

1. 北海道農村防災・災害ボランティア活動協議会は、申請者の個人情報を適正に取り扱います。
2. 北海道農村防災・災害ボランティア活動協議会が収集した個人情報は、「災害復旧技術向上のための講習会」の受講者確認、受講記録管理に利用するもので、これ以外の目的では利用しません。
3. 外部からの個人情報の公開の提供依頼があっても、申請者本人の同意がない限り申請者の個人情報を保護します。

北海道農村防災・災害ボランティア活動協議会